

# 公益財団法人アジア成長研究所 公的研究費不正使用防止計画

令和3年10月1日修正

理事長 決 裁

アジア成長研究所は、「公益財団法人アジア成長研究所公的研究費取扱規程」（規程第26号）第8条に規定された不正防止計画を次のとおり定める。

## 1 責任体系の明確化

不正発生の要因	防止計画
責任意識の低下	研究所員会議等において、意識の向上を図る。また、各責任者の異動の際は引継ぎを明確に行い、責任者の確認と同時に責任意識の低下を予防する。

## 2 適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	防止計画
公的研究費の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	科研費ガイドブック、事務手順書などを示してルールの周知を図ることで、適正運用の徹底を図る。
<ul style="list-style-type: none"><li>・コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。</li><li>・公的研究費の原資のほとんどが税金であるという意識が欠如している。</li><li>・研究に関係する支出であれば、不適切な会計処理も許されるという認識の甘さがある。</li><li>・不正使用に対する処罰を認識していない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・研究員に公的研究費の執行についての行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。</li><li>・研究部、事務局別に研修を実施し、参加を義務付ける。</li><li>・所員全員が、不正使用を行わない旨を明記した誓約書を提出することで自覚を促す。</li><li>・不正使用を行った場合は、HPで氏名を公表し、厳しい処分を行う。</li></ul>

## 3 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施

不正発生の要因	防止計画
不正使用防止計画を策定・実施したにもかかわらず、不正使用事案が発生する。	不正使用事案の調査から明らかになった不正発生の具体的な要因について、再発防止策を検討し、不正使用防止計画に加える。

#### 4 公的研究費の適正な執行及び管理

不正発生の要因	防止計画
<p>予算執行状況が把握されていないため、年度末に集中的に執行する等の事態が発生する。</p>	<p>研究計画に基づき、12月及び1月に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じて改善を求める。特に執行率の悪い研究者に対しては、研究費の繰越・返還等適切な執行ができるよう助言・指導をする。</p>
<p>取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的研究費による発注・執行は、事務局担当職員が行うことを徹底する。研究者が直接業者へ発注等をした場合は、公的研究費から支出できないことを確認する。</li> <li>・ 一会計年度中に、取引金額が100万円を超えるもしくは、1回の取引で10万円を超える業者については、不正な取引をしない旨の誓約書を提出させる。</li> <li>・ 海外での図書の購入等は、必要最低限にし、英語の領収書を徴収できる書店にて購入する。</li> </ul>
<p>旅行の事実確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求を防止できない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復命書の提出確認を徹底し、旅行にかかる半券、領収書等を徴収する。</li> <li>・ 復命書に宿泊先及び用務先の記載を義務化し、用務の追跡確認が可能にする。</li> <li>・ 関係者、旅行代理店への確認を徹底する。</li> </ul>
<p>研究員発注の検収確認が不十分であるため、架空伝票請求や預け金の存在を防止できない。</p>	<p>研究員発注は原則認めない。止むを得ない研究員発注が発生した場合は、発注は事務局が行うことを確認する。</p>
<p>研究と直接関係の無い物品を購入している。</p>	<p>研究者に購入目的を確認し、事務局担当者は、不適切と思われる物品は発注しない。</p>
<p>研究員の勤務時間管理が厳密に行われておらず、勤務実態が把握できないため、カラ謝金が防止できない。</p>	<p>管理監督者は、研究者の出勤状況を「研究部スケジュール」及び「出勤管理簿」に照らし合わせて確認する。外部勤務者については、勤務時間を確認し、履行確認をす</p>

	る。
--	----

## 5 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生の要因	防止計画
告発・相談窓口が分かりにくいいため、不正が潜在化する。	告発・相談窓口を HP 及び所内ポスター掲示にて周知徹底する。
使用ルール等の統一が図られていないため、誤った解釈で経費が執行されるおそれがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局及び外部に設置した告発・相談窓口において、研究者等からの相談や質問を受け付ける。</li> <li>・所員会議にて、随時質問内容などを周知して経費の適正な執行を促す。</li> <li>・研究者等を対象とした公的研究費理解度ラーニング教材にてミニテストを実施して、理解度の向上を図る。</li> </ul>